

## (公財) 日教弘教育研究助成事業 青森支部 奨励金 募集要項

教育の発展に重要でありながら、資金が不十分とされている学校教育・社会教育等の分野に寄与する有益な研究や活動を対象に対し、奨励し助成する事業です。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 青森支部

2. 助成要件

(1) 助成の趣旨

学校教育、社会教育などの分野において、教育の向上発展に重要でありながら、資金が不足している特色ある研究や継続的な活動等に対し助成し、支援します。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に研究活動が可能で、助成の必要性が認められないもの

(3) 募集対象

- ① 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学等の教育機関、教育研究機関等及びそこに勤務する個人、並びにそこに勤務する人達で組織するグループ・団体
- ② 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。
- ③ 日教弘本部奨励金と日教弘支部奨励金への重複申請はできません。
- ④ 原則として、当該年度1年間で完了する研究・活動等とします。
- ⑤ 組織に所属している場合は、申請にあたり所属組織長の承諾が必要です。

3. 助成金額 (件数)

(1) 1件当たりの助成額 (件数) 10～30万円以内 (4件程度)

※ 助成額が30万円の場合、助成対象者は当支部と覚書を交わします。

(2) 助成対象外とする費用

- ① 申請者本人の人件費及び謝金 (共同者も含む。)
- ② 汎用性のある機器等 (例: パソコン・OAソフト・タブレット端末) の購入費
- ③ 組織等の一般管理費 (例: 懇親会等の飲食費) 等
- ④ その他研究に直接関係がない講習会費、物品等

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や提出書類 (申請書や助成後に提出する報告書等) に不備・不正等があった場合は、返金していただくことがあります。

4. 募集期間 4月1日～9月30日 (必着)

5. スケジュール

令和5年6月(10月) 教育振興事業選考委員会での選考

令和5年6月(10月) 採否結果の通知及び「助成金振込依頼書」の送付

令和5年7月(11月) 「助成金振込依頼書」が届き次第、指定銀行口座へ助成金送金  
令和6年2月28日 成果報告書の提出締切

- ※ 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。
- ※ 助成が決定した研究については、研究活動の進捗状況を確認することがあります。
- ※ 内容等によっては、助成の対象とならない場合があります。

## 6. 応募方法

### (1) 申請書様式

日教弘青森支部に申請書様式の送付依頼をしてください。  
なお、日教弘青森支部ホームページよりダウンロードできます。

### (2) 提出書類

#### ① 「奨励金申請書」(奨励様式1)

- ※ 提出された申請書等は返却いたしません。
- ※ 申請内容を正確に審査するため、記入漏れや収支予算の合計額が合わない等、書類に不備があるものは審査対象外となりますので十分ご注意ください。

## 7. 選考・結果通知等

### (1) 選考方法

- ① 日教弘青森支部教育振興事業選考委員会での選考後、日教弘青森支部の幹事会の議を経て、支部長が決定します。
- ② 助成の採否を文書で通知します。なお、採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。

### (2) 選考結果通知

- ① 助成が決定した場合、決定通知書とともに「助成金振込依頼書」を送付します。
- ② 助成金は「助成金振込依頼書」が届き次第、指定の銀行口座へ送金します。

### (3) 選考基準

下記諸点に重点を置き選考します。

- ① 萌芽性：独創性に優れ、展開の可能性が大きいもの
- ② 計画性：計画が十分に検討されているもの
- ③ 貢献性：継続的な活動により、社会的貢献度の高いもの
- ④ 必要性：政府・企業等の補助、助成が得難い等、当財団の給付の必要性が高いもの
- ⑤ 伝統性：伝統技術、伝統芸能、伝統文化財としての継承・保存の価値が認められるもの
- ⑥ その他：本財団が価値を認め評価するもの

## 8. 成果報告書等の提出

研究・活動終了後、速やかに支部へ ①「奨励金成果報告書」 ②「領収書」(コピーまたは原本)を提出してください。

### (1) 提出物

#### ① 「奨励金成果報告書」(奨励様式2)

- ・「研究集録」「研究紀要」「活動報告書」等がある場合は、添付してください。

・ 研究・活動が1年度を超え長期にわたる場合は、毎年度末ごとに「(中間) 奨励金成果報告書」を提出し、終了後に「(最終) 奨励金成果報告書」を提出してください。

※ 成果報告書の様式については、「助成金決定通知書」発送時にお送りいたします。

また、日教弘青森支部ホームページよりダウンロードできます。

※ 提出された報告書・資料等の内容は、当会が公表できるものとします。

② 「領収書」(コピーまたは原本を添付)

※ 助成金を使用する際は必ず領収書を取り、成果報告書に貼付し提出してください。

(2) 提出締切 2月28日(水) (厳守)

9. 助成対象者の義務

(1) 研究・活動の成果をまとめ、「研究集録」「研究紀要」「活動報告書」「定期刊行物」等に掲載する場合は、以下のとおり公益財団法人 日本教育公務員弘済会青森支部 より助成を受けて行った研究の成果であることを表記してください。

「本研究を行うにあたり、公益財団法人 日本教育公務員弘済会青森支部より

●●年度奨励金の助成を受けました。」

10. 留意事項

(1) 万一、故意の虚偽記載や問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。

(2) 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。

(3) 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象団体の団体名、助成対象、テーマ及び助成金額や贈呈式等の模様を広報誌等で公表することがあります。